

私共資格第380号
令和7年2月28日

学校法人等代表者 殿
私学共済事務担当者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原紀彦

「資格喪失報告書」及び「被扶養者取消申請書」の提出にかかる省令改正について

平素から、私学事業団の共済業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年12月から加入者証が廃止されたことに伴い、加入者等が医療機関等にかかった際に、医療機関等でのオンライン資格確認が円滑に行えるよう、医療保険者が被保険者等の資格に係る情報を速やかに登録できるようにするため、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和7年文部科学省令第2号）が令和7年2月28日に公布されました。改正内容については、下記のとおりです。

学校法人等におかれましては、適切に対応してくださるようお願いいたします。

記

1. 改正事項

私立学校教職員共済法施行規則第一条第1項及び第一条の五第2項の改正により、加入者に関して資格を喪失する事由が生じたときは「資格喪失報告書」を、被扶養者がその要件を欠くに至った場合は「被扶養者取消申請書」を、それぞれ5日以内に提出することとされました。

2. 施行年月日

令和7年2月28日